

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

勝山市教育委員会

勝山市では、お子様が安心して学習ができるよう、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者の方に、学用品などの一部や給食費を援助しています。ご希望の方は、内容をよくお読みのうえ申請してください。申請用紙等は裏面のQRコード(勝山市ホームページ)からダウンロードするか、お子さんが在籍する学校にお問い合わせください。

- ・申請は年度単位です。**前年度に援助を受けられた方も必ず申請を行ってください。**
 - ・小学校入学前に「新入学用品費」の認定をされた方でも、入学後も引き続き就学援助の受給を希望される場合は、必ず申請を行ってください。
- (申請書の提出がないと令和7年度の就学援助制度を受けることができません。)

1. 援助の内容

(1) 対象となるもの

	学用品費	通学用品費	新入学用品費	学校給食費	修学旅行費	校外活動費	P T A会費	医療費
要保護					○			○
準要保護 (市内公立小中学校)	○	○	○	○	○	○	○	※(1)
準要保護 (市内私立小中学校)	○	○	○		○	○	○	
準要保護 (市外私立小中学校)	○	○	○		○	○	○	

※(1)医療費については、子ども医療費で対応。

(2) 援助の上限額 (令和7年度の場合、市内公立小中学校)

	小学校	中学校
学用品費	11,630 円	22,730 円
通学用品費 (新1年生を除く)	2,270 円	2,270 円
新入学用品費	57,060 円	63,000 円
学校給食費	実費	実費
修学旅行費	22,690 円	60,910 円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	1,600 円	2,310 円
P T A会費	3,000 円	3,000 円

2. 援助を受けられる方 ①②の両方に該当する方

①勝山市民であること

②小中学校に在学する児童生徒のうち以下の児童生徒の保護者

要保護児童生徒 : 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

準要保護児童生徒: 生活保護に準ずる程度に困窮していると勝山市教育委員会が認める者(世帯の年間所得合計額が生活保護基準額の1.3倍未満※(2))

裏面へ続く ➡

※（２）＜世帯の年間所得合計額の目安＞

世帯の構成（モデルケース）	年間所得合計額
母 35 歳、子 12 歳	約 210 万円以下
母 35 歳、子 12 歳、子 6 歳	約 279 万円以下
父 40 歳、母 35 歳、子 12 歳	約 278 万円以下
父 40 歳、母 35 歳、子 12 歳、子 6 歳、子 3 歳	約 382 万円以下

- ・上記の表はあくまでも目安です。生計が同一の世帯員全員の所得を合算した額で、認定の審査をします。世帯人数が同じでも世帯の構成等によっても基準所得額が異なります。
- ・世帯構成は原則として住民登録によりますが、保護者の方が単身赴任をしている場合は世帯員に含めます。
- ・就学援助の認定審査には、生計が同一の世帯員全員の昨年（令和 6 年の 1 月から 12 月まで）の所得状況の確認が必要になります。世帯員の中に所得申告をされていない方がいると審査ができません。速やかに申告を行ってください。
- ・令和 7 年 1 月 1 日時点で住民登録が勝山市にある方は所得証明書の提出は必要ありませんが、その日以降に勝山市に転入された方は、転入前の市町で所得証明書を取得し提出をお願いします。

3. 申請期間と申請の方法

- （１）申請期間 令和 7 年 4 月下旬～5 月下旬 ※学校から提出メ切日の通知があります
申請期間終了後も令和 8 年 2 月末まで、随時学校で申請を受け付けています。（その場合は、申請した月の翌月からの援助となり、支給限度額は月割となります。）
- （２）申請先 お子さんが在籍している小中学校
- （３）提出書類 就学援助費受給認定申請書（兼 同意書 兼 委任状）、振込先口座の通帳の写し

4. 認定結果のお知らせ

申請内容を審査したうえで、援助を受けられるかどうか決定します。認定結果のお知らせは 6 月下旬以降に学校を通じて申請者（保護者）にお知らせする予定です。

なお、世帯状況や所得状況が確認できない場合は、結果が保留となります。

5. 認定となったら

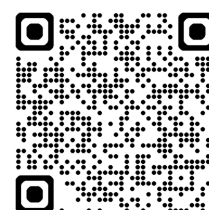
- ・援助費は、学期ごとに金額をまとめて 8 月中旬、12 月下旬、4 月上旬（予定）に、申請書に記入された口座にお振込みします。
- ・市外に転出すると勝山市での受給資格はなくなります。転出の予定がある場合は学校へお知らせください。転出後も援助を希望される場合は、転出先の学校にお問い合わせください。
- ・世帯の状況に変更（離婚、結婚など）があった場合は、改めて審査が必要となります。援助を継続する場合は、新たに申請してください。継続しない場合は「辞退届」を提出してください。

6. その他

- ・この制度は、お子さんの学校生活や学習等に必要な費用を一部援助するものです。学校の集金等は未納や滞納がないようにしてください。
- ・特別支援学級に在籍するお子さんに対しては、別途学校から「特別支援教育就学奨励費」制度の申請の案内があります。

就学援助費について

勝山市のホームページから申請書等のダウンロードができます。➡



【お問合せ】勝山市教育委員会 教育総務課 庶務係 TEL:0779-88-8111